

# 人口減少地域等における保育所の在り方

令和3年10月11日  
厚生労働省子ども家庭局保育課

# 人口減少地域等における保育所の在り方

## 論点

- 今後、人口減少地域の拡大が想定される中、人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策についてどのように考えるか。
- 各市町村では、保育所等の統廃合・規模縮小、公立保育所の在り方の検討などの対応が必要となり得るが、地域毎に状況が異なることに留意しつつ、どのような対応が考えられるか。

## 対応の方向性

- 子どもの数や生産年齢人口の減少が進み、人口減少地域の拡大が全国的な課題になるものと想定される中、今後とも、人口減少地域等において必要な保育を確保していくことができるよう、**国や自治体においては、関係者と連携し、不断に検討を進めていくことが必要である。**

# 人口減少地域等における保育所の在り方

## 構成員からの主な意見

<人口減少等を踏まえた今後の対応について>

- 子育て支援がなくなった地域は、若年層の流出を招き、いずれ消滅してしまう。制度を通じたあるべき姿への誘導は国の役割であり、実際にまちづくりを行う自治体も考える必要がある。
- 今後、既存施設は収れんしていく方向になるが、保育機能だけでなく、保護者が求める気軽に相談できる人や場など、子育て全体を支える機能を備えつつ、集約化がなされなければならない。
- 地域の特性を活かし、人口減少地域を含めて保育の機能をセーフティネットとして担保していくに当たって、保育所の多機能化は避けられないのではないか。
- 人口減少地域では、保育所の機能について撤退か存続か、2つの方向性がある。撤退という選択肢は、地域の児童福祉のセーフティネットがなくなるので望ましくなく、保育所自体を多機能化するか、地域の資源を集めて結果として多機能な施設にするなどして、地域で生まれた子どもを0歳からできれば中学校まで一貫して見ていく中核となる働きができると考える。ソーシャルワークのうちのコミュニティワークについて、保育所を中心にその地域で色々な形を模索できるようにすることが必要である。また、都市部では、保育所が整理されていく流れになると思われるが、様々な所で行われている機能を集約し、それらを利用しやすくする道筋を整理することが必要である。
- 人口減少は都市部においても起こっており、保育所の定員を減らすなどの対応を行っている。また、地域に子どもがいないというところもある。統廃合をして保育を維持できる地域はまだ良いが、島嶼部ではまとめたくてもまとめられないという状況もある。そうしたところで、いかにして地域の保育ニーズに応えながら保育を守っていくかということも重要である。
- 喫緊の課題と中長期の課題を分けて考えていかなければならないのではないか。
- 子育て家庭の叫びに対して短期的に必要な取組と、保育所・認定こども園などの地域の資源をリソース・インフラとして大事に後世に残していくための中長期的な対応を視野に、両方の観点から議論を深めていきたい。
- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、種類が非常に多く、現場では多くの市民の方が理解できない。ある園がどういう分類なのかというのがなかなか分かっていただけない。こども庁の議論なども出ているところであり、どこかのタイミングで、そろそろ整理を考えていくタイミングになってきているのではないか。
- 新型コロナウイルス感染拡大によって保育所の利用が変わってきており、コロナが終わった後の状況がどのようになるのかが想像が付かない。

# 人口減少地域等における保育所の在り方

## 構成員からの主な意見（続き）

### <設備運営基準や公定価格について>

- 運営基準について全国一律で当てはめるべきか。人口減少地域では、運営基準に代えて、より手厚い適正基準的なものを適用することを可能とし、公定価格を加算するなどの対応も考えられるのではないか。
- 人口減少地域においては、園児減少に伴い、結果的に手厚い配置基準になり得るため、現行の3歳児の15対1の配置に対する加算について3歳未満児に拡大していくこと、主任保育士専任加算の要件の見直し、定員の刻みの更なる細分化、自治体負担を理由とした定員減を拒むことの防止など、即効性のある施策を行って保育施設の撤退をまずは防ぐ必要があるのではないか。
- 人口減少で保育士が余るといふのであれば、質の高い保育を提供するために保育士の配置基準の見直しにつなげてほしい。
- 人口減少地域において保育士の確保は大都市以上に厳しく、地域区分など公定価格上の措置についても検討する必要がある。

### <各自治体における対応について>

- 保育の実施主体である市町村と広域調整を行う都道府県に責任を持っていただく必要がある。人口減少地域では、民間が引き受けたものを公立にお返りするしか手が無い状況となっている。また、自治体の方では、出生数なども踏まえた上で、施設数や定員数などを適切に計画し、見える化を早急に検討する必要がある。そうした中で、公立保育所の在り方、幼稚園・認定こども園の整理、社会福祉の合併・譲渡・連携推進法人などについても考える必要がある。
- 人口減少地域における保育所の統廃合については、公立か私立かにも着目することが重要である。
- 公立保育所は、災害時や新型コロナウイルスの感染拡大のような緊急事態における医療関係機関との連携、児童福祉の専門職のいる公的施設との連携、公務員として身分が保障された保育士の存在など、民間とは全く異なる性質をもった施設であり、本来民間以上のラインであるべきであるが、その特性を發揮できている事例は少ないと思われる。また、公私連携型保育所は、事業譲渡の受け手がないような地域でも子育て施設の消滅を避けるための方策として有用である。
- 人口の多い自治体であれば、公立から民間へのシフトを促すことが可能であるが、小規模な町村では、児童数が少ない上に、民間の保育所等がそもそも少なく、公立から民間へのシフトも難しい。町の財政状況が厳しくなっている現状において、過疎地域は公立保育所も柔軟に対応可能な支援制度の設計等をお願いしたい。
- 保育所の運営に対する国の施策は、民営の保育所に手厚い支援になっているように思う。過疎地域では、保護者にとって保育所は公立が当たり前という感覚があるが、児童数が減少する中、保護者の多様なニーズに対応し、公立保育所の効率的な運営を考えると、統合や認定こども園化は地域の教育・保育資源の有効活用を可能にする手法であると考え。また、公立・私立の共存共栄による公私連携の手法により、自治体の関与が働く民営化が他の自治体でも今後進んでいくのではないかと考える。こうした点に対する国の支援の充実をお願いしたい。
- 各自治体においては、首長部局や教育委員会など、縦割りを廃していくべきである。
- 人口減少地域で必要な保育を確保するためには、あらゆる子育て資源を活用する視点が必要であり、幼稚園や認定こども園も視野に入れる必要がある。高知県では保育所が統廃合で減少する一方、ファミリー・サポート・センターは5年間で1市から12市町に増えた。様々な資源が有機的に結びついて支援が行われることが重要であり、そのためには各自治体において部局間連携が必要である。
- 保育所が整理統合される際に、子育て家庭が不安を抱かないよう、混乱のないような閉鎖の仕方に関する事例を自治体間で共有することもあり得るのではないか。

# 人口減少地域等における保育所の在り方①

## 対応案①

- 人口減少地域等においては、保育所の定員割れが生じ得るが、保育所が引き続き地域の子育て支援に役割を果たすことができるよう、まずはこれによって生じる空きスペースを活用するなどにより多機能化を図ることが重要である。
- 現行の保育所等整備交付金については、保育所の建て直しに併せて、地域の子育て支援に必要な相談スペースなどの設備の整備を行う場合に、そのスペース等の整備に要する費用分を計上して申請しても、当該費用分は交付されないことになっている。（補助額の範囲内で相談スペースを整備すること自体は可能）
- また、定員減少によって生じる空きスペースを、子育て支援のための相談スペースなどに模様替えするケースも想定される。
- このため、こうした点を含め、保育所が地域の子育て支援に必要な設備の整備を行う際の支援の在り方について検討していくこととしてはどうか。

# 保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 497億円 → (令和4年度概算要求) 533億円+事項要求

## 【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

## 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

### 《事項要求》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費。

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

# 保育所等改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

## 【趣 旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可 保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

|                  |                    |          |                         |
|------------------|--------------------|----------|-------------------------|
| (1) 新設または定員拡大の場合 |                    |          |                         |
| 1 施設当たり          | 利用(増加)定員19名以下      | 15,000千円 | (① 20,000千円、② 23,000千円) |
|                  | 利用(増加)定員20名以上59名以下 | 27,000千円 | (① 32,000千円、② 35,000千円) |
|                  | 利用(増加)定員60名以上      | 55,000千円 | (① 60,000千円、② 63,000千円) |
| 老朽化対応の場合         | 1 施設当たり            | 27,000千円 | (① 32,000千円)            |
| (2) 1事業所当たり      |                    | 22,000千円 | (① 32,000千円、② 35,000千円) |
| (3) 1施設当たり       |                    | 22,000千円 | (① 32,000千円、② 35,000千円) |
| (4) 1施設当たり       |                    | 32,000千円 | (② 35,000千円)            |
| (5) 保育所で行う場合     | 1か所当たり             | 22,000千円 | (① 32,000千円、② 35,000千円) |
|                  | 保育所以外で行う場合         | 1か所当たり   | 2,400千円                 |

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4  
(5) 国：2/3、市区町村：1/3

# 人口減少地域等における保育所の在り方②

## 対応案②

- 人口減少地域等では、保育人材の確保が特に困難であるという指摘がある一方で、保育所等の職員数が変わらない状況で利用子ども数が減少すると、結果的に子ども1人当たりの職員配置が増加し、質の向上につながるという指摘もある。
- こうした、保育所等を利用する子ども数が減少する中で、保育所等における職員の確保や配置の在り方をどのように考えるかについては、令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめも踏まえ、
  - ・保育士等の処遇改善や人口減少地域等の実態を踏まえた人材確保対策
  - ・保育の質の向上や本検討会の検討事項である地域における保育所等の役割の在り方も踏まえた職員配置の評価について、必要な財源の確保と併せて検討していくこととしてはどうか。
- なお、地域区分については、昨年度、子ども・子育て会議において議論を行い、公務員の地域手当に準拠して設定するという基本的な考え方を維持しつつ、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、介護保険制度をはじめとした他の社会保障分野における補正ルールとの整合性を踏まえつつ、必要となる財源の確保等と併せて検討することとされており、これを踏まえ、引き続き、子ども・子育て会議における検討を注視していくことが適当である。
- また、人口減少地域等において保育所等を利用する子どもの数が減少することにより、利用定員と実際の利用子ども数に開きが生じる場合がある。
- 施設の運営に要する費用においては、施設の規模に応じて変動する経費と変動しない固定的な経費※があり、規模によって費用構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて単価を定める仕組みとしている。  
このため、実際の利用子ども数が利用定員を大きく下回るような場合には、利用定員を適切に見直すことが必要である。
  - ※ 施設の規模に応じて変動する経費：利用子ども数に応じて配置される保育士の人件費等
  - 施設の規模に応じて変動しない固定的な経費：施設長の人件費等
- こうした、保育所等における利用定員と実際の利用子ども数の関係について、少子化の急速な進行も踏まえ、利用定員の適切な見直しを実施されるよう引き続き努めるとともに、公定価格の在り方を検討していくこととしてはどうか。

# 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について (令和元年12月10日 子ども・子育て会議) (抄)

## 4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

### (1) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策

#### ① 更なる処遇改善

保育士等の給与の状況については、これまでの処遇改善に向けた取組が一定の効果を上げてきている一方で、依然として全産業平均の賃金月額との間で差があることを強く認識すべきである。これを踏まえ、処遇改善に関する加算の取得の一層の支援を図るとともに、更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべきである。

#### ② (略)

### (9) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、**離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討**に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

## 5. 教育・保育の質の向上に関する事項

### (1) 質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応

**「1歳児の職員配置基準の改善」及び「4・5歳児の職員配置基準の改善」を始めとする配置改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべきである。**

※「0.3兆円超」関連項目

本年10月の実施を見送った保育所におけるチーム保育推進加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべきである。

## 2 地域区分の在り方について

### 3. 今後の検討の方向性

- (1) 人件費に係る地域区分の在り方については、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月子ども・子育て会議）」において、「統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべき」とされたことを踏まえて検討する必要がある。
- (2) 地域区分に関する自治体調査結果において、都道府県では6割超が、市町村では9割超が、「特に見直しの必要はない」と回答していることを踏まえる必要があるが、一方で、他の社会保障分野の制度との整合性の観点も必要であり、令和3年度介護報酬改定の方向性を踏まえ、今後、財源の確保とあわせて地域区分の見直しについて検討していく。
- (3) また、隣接地域や同一の生活圈を構成する周辺地域との地域区分差が大きい場合について課題として指摘されているが、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、他の社会保障分野における特例（補正ルール）との整合性を踏まえつつ、引き続き検討する。あわせて、必要となる財源の確保についても検討する。その際、保育士等の確保に向けた支援についても議論する。

# 公定価格（保育所）の定員区分別の基本分単価（令和3年度）

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（利用子ども数に応じて配置される保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（施設長の人件費等）があるが、固定的な経費は規模が大きくなるほど子ども1人あたりに置き直した金額が小さくなることから、公定価格では規模が大きくなるにつれて単価が下がる。

| 定員区分       | 認定区分 | 年齢区分   | 基本分単価   |
|------------|------|--------|---------|
| 20人        | 2号   | 4歳以上児  | 107,890 |
|            |      | 3歳児    | 114,510 |
|            | 3号   | 1, 2歳児 | 168,930 |
|            |      | 乳児     | 235,190 |
| 21人から30人まで | 2号   | 4歳以上児  | 77,830  |
|            |      | 3歳児    | 84,450  |
|            | 3号   | 1, 2歳児 | 138,870 |
|            |      | 乳児     | 205,130 |

・  
・

|              |    |        |         |
|--------------|----|--------|---------|
| 81人から90人まで   | 2号 | 4歳以上児  | 39,680  |
|              |    | 3歳児    | 46,300  |
|              | 3号 | 1, 2歳児 | 100,720 |
|              |    | 乳児     | 166,980 |
| 91人から100人まで  | 2号 | 4歳以上児  | 34,490  |
|              |    | 3歳児    | 41,110  |
|              | 3号 | 1, 2歳児 | 95,530  |
|              |    | 乳児     | 161,790 |
| 101人から110人まで | 2号 | 4歳以上児  | 32,830  |
|              |    | 3歳児    | 39,450  |
|              | 3号 | 1, 2歳児 | 93,870  |
|              |    | 乳児     | 160,130 |

・  
・

| 定員区分         | 認定区分 | 年齢区分   | 基本分単価   |
|--------------|------|--------|---------|
| 151人から160人まで | 2号   | 4歳以上児  | 28,400  |
|              |      | 3歳児    | 35,020  |
|              | 3号   | 1, 2歳児 | 89,440  |
|              |      | 乳児     | 155,700 |
| 161人から170人まで | 2号   | 4歳以上児  | 27,680  |
|              |      | 3歳児    | 34,300  |
|              | 3号   | 1, 2歳児 | 88,720  |
|              |      | 乳児     | 154,980 |
| 171人から       | 2号   | 4歳以上児  | 27,030  |
|              |      | 3歳児    | 33,650  |
|              | 3号   | 1, 2歳児 | 88,070  |
|              |      | 乳児     | 154,330 |

※「基本分単価」欄は「その他地域」における子ども1人当たりの金額

# 人口減少地域等における保育所の在り方③

## 対応案③

- 各市町村においては、今後の保育ニーズを適切に把握しつつ、関係部門との緊密な連携や、関係者との認識の共有を十分に図り、既存の保育所等の統廃合・規模縮小、公立・私立保育所等の役割分担、認定こども園への移行などを含めた、地域における保育の在り方について検討を進めていくことが重要である。
- 国においては、こうした各市町村における検討に資するよう、人口減少地域等における取組の好事例や公私連携型保育所の運営事例、今後施行が予定されている社会福祉連携推進法人など、参考となる情報の提供等を行っていくこととしてはどうか。

# 人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究

(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

## 1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
  - ・利用定員を満たさない状態での施設運営、
  - ・継続利用の確保など、

**地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が生じる可能性がある。**

- 令和2年度調査では、全国の市町村に対してアンケート調査及びヒアリングを実施したところ、本年度は、**全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにする。**また、先進的な取組事例を調査することで、地域課題の類型化・課題ごとの対応策の検討を行う。

## 2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせて実施予定。

### ① 保育所等に対するアンケート調査

全国の保育所等に対して、保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

### ② 先進的な取組を実施している保育所等に対するヒアリング調査

施設に対するアンケート調査の結果を踏まえ、人口減少地域を中心に先進的な取組みを行っている施設（20~40施設程度）から、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

### ③ 研究会の開催

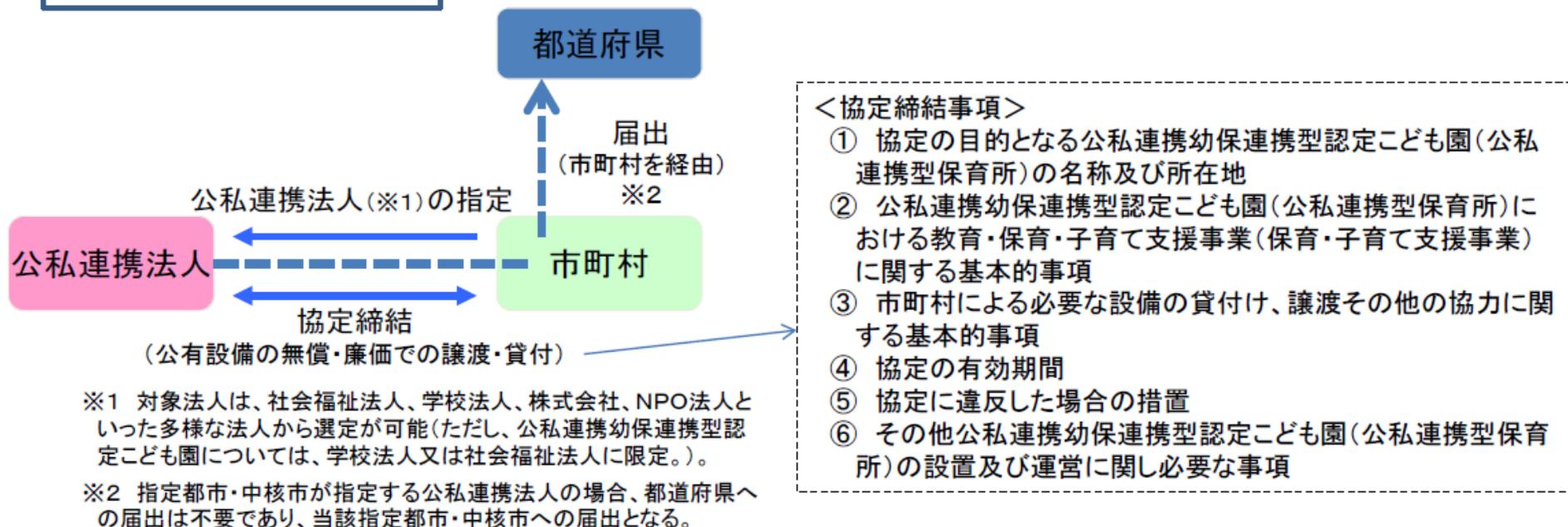
自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①、②の結果に加え、過年度の調査研究結果等も踏まえ、人口減少地域等の課題の明確化、課題類型ごとの保育のあり方に関する解決方策について具体的に検討、整理する。

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）抄  
「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

## 基本的な考え方について

- 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。
- そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。
- このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。

### 公私連携施設のスキーム



# 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

衆議院可決 : 令和2年5月26日  
参議院可決・成立 : 令和2年6月5日  
公布 : 令和2年6月12日

## 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 施行期日

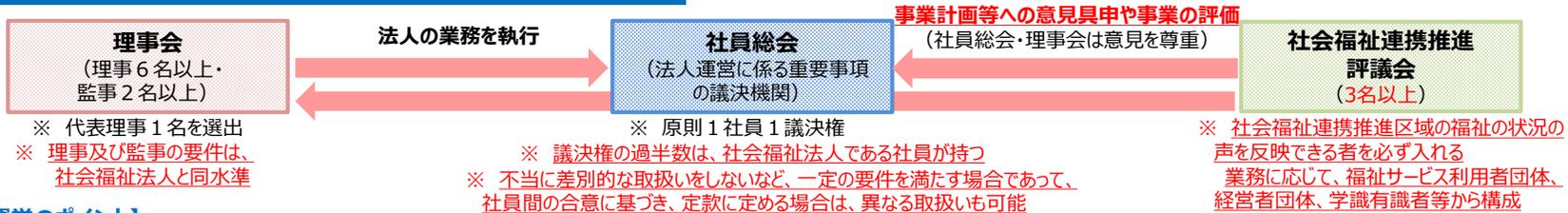
令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日(3②: 令和3年10月1日、5: 令和4年4月1日)、3③及び4③は公布日)

# 社会福祉連携推進法人について

※赤字が検討会で決まった事項

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



### 【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有も可)

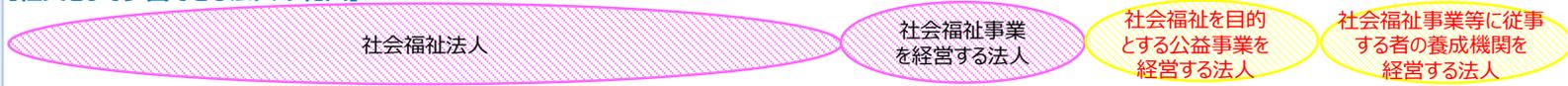
| ①地域福祉支援業務  | ②災害時支援業務   | ③経営支援業務   | ④貸付業務   | ⑤人材確保等業務  | ⑥物資等供給業務  |
|--|--|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献事業の企画・立案</li> <li>・地域ニーズ調査の実施</li> <li>・事業実施に向けたノウハウ提供等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急物資の備蓄・提供</li> <li>・被災施設利用者の移送</li> <li>・避難訓練</li> <li>・BCP策定支援等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営コンサルティング</li> <li>・財務状況の分析・助言</li> <li>・事務処理代行等</li> <li>※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け</li> <li>※ 貸付け毎に所轄庁の認可が必要</li> <li>※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限</li> <li>※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用・募集の共同実施</li> <li>・人事交流の調整</li> <li>・研修の共同実施</li> <li>・現場実習等の調整等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつやマスク等の物資の一括調達</li> <li>・給食の供給等</li> </ul> |

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

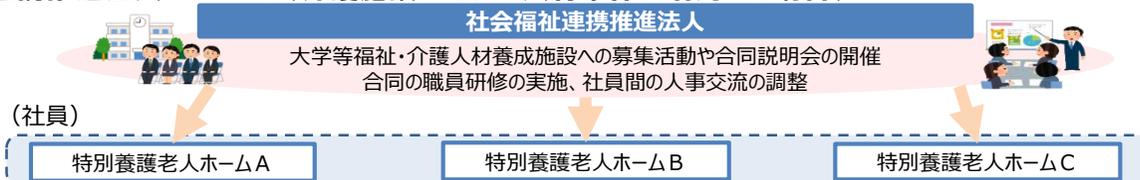
### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

## 社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)

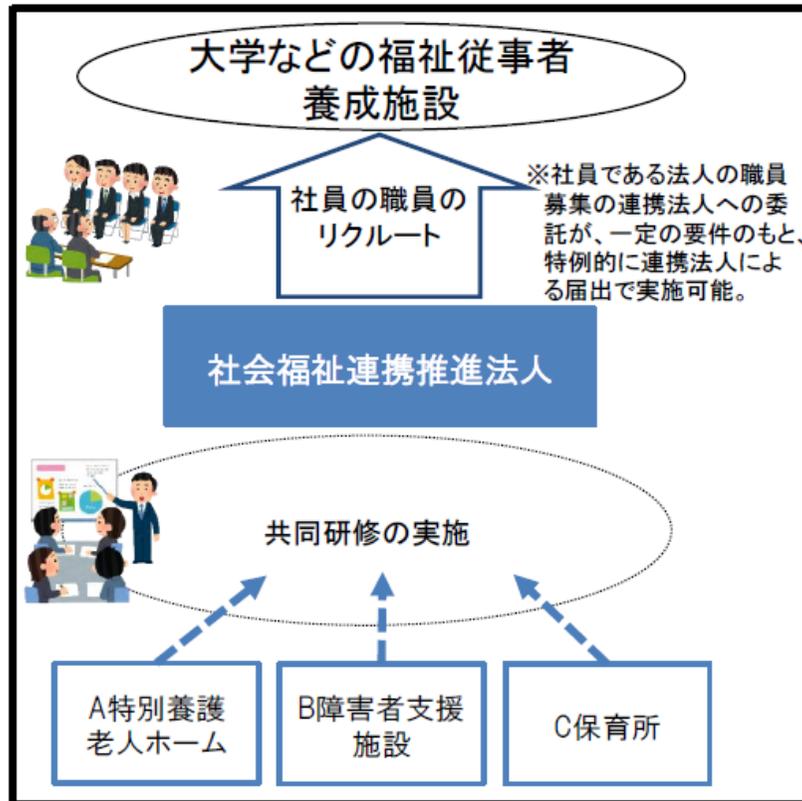


⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)  
認定・指導監督

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施



(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応

